

2020年  
(令和2年)

12月号

なら

通巻370号

# 労働時報

## CONTENTS

- 奈良県の最低賃金が改定されました ..... 1
- 県立高等技術専門学校 令和3年度4月入校生募集 ..... 2
- 社員・シャインな職場訪問記④ ..... 3
- 社員・シャインな職場訪問記⑤ ..... 4
- 職場におけるパワーハラスメント対策が義務化されました ..... 5
- 労務改善Q&A ..... 6
- 奈良県の労働経済主要指標 ..... 6

## 地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

- ◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)  
☎0742-25-3708  
月～金 8時30分～17時  
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階
- ◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)  
☎0745-41-8609  
月～金 8時30分～17時  
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階

## 労働相談ダイヤル

- ◆奈良県雇用政策課  
☎0120-450-355  
月～金 9時～18時
- ◆エルトピア奈良(奈良労働会館)  
☎0742-26-6900  
第2土 13時～17時
- ◆エルトピア中和(中和労働会館)  
☎0745-22-6631  
第4土 13時～17時

## 奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」等を行っています。  
☎0742-20-4431 月～金 8時30分～17時

## しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごと*i*センター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月～土9時～17時
- ◆高田しごと*i*センター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月～土9時～17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

## ☆奈良県の最低賃金が改定されました☆

本年度の奈良県の最低賃金は、以下のとおりとなりました。

使用者は、適用される最低賃金額等を周知する(最賃法第8条、同法施行規則第6条)とともに、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければなりません(最賃法第4条)。

必ずチェック! 最低賃金

奈良県最低賃金		時間額 838円 (令和2年10月1日発効)
※1 特定最低賃金	奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	時間額 897円 (令和元年12月25日発効)
	奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金	時間額 882円 (令和元年12月25日発効)
	奈良県自動車小売業最低賃金	時間額 884円 (令和元年12月25日発効)
	奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金(※2) 時間額については、奈良県最低賃金が適用されます。	日額 6,527円 (平成元年1月25日発効)

- ◆奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等すべての労働者に適用されます。
- ◆ただし、特定の産業には特定最低賃金(※1)が定められており、両方の最低賃金が適用される場合は、金額の高いほうの最低賃金が適用されます。
- ◆最低賃金には精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働・深夜労働の割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。
- ◆月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。



奈良労働局賃金室 0742-32-0206



# 令和3年4月入校生募集案内 奈良県立高等技術専門校

本校は、再就職を希望している方や、学校を卒業し新たに職業に就かれる方が、職業に必要な技能・知識を学ぶ、公共職業能力開発施設です。近鉄橿原線石見駅の西側約200mにあり、通校に便利です。

ハローワーク(公共職業安定所)と密接に連携し、さらに就職支援専任の職員が職業訓練期間を通して皆さんの就職活動のお手伝いをします。これらにより就職率は全体で9割を超えています。

一定の要件を満たすと、職業訓練期間中、雇用保険の失業給付期間延長、求職者支援制度、公共交通機関の学割などの援護措置が適用されます。

※応募に関する詳しい内容は本校HPや募集案内パンフレットを入手してご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、日程等を変更する場合があります。その際は本校HPに掲載します。

## 募集科

(9科 各定員20名、期間1年)

- ITシステム科
- 家具工芸科
- 建築科
- 住宅設備科
- 造園技術科
- 服飾ビジネス科
- オフィスビジネス科
- ビルメンテナンス科(おおむね35歳以上)
- 販売実務科(知的障害のある方)

### 応募の流れ(販売実務科を除く全科)

	第1回募集	第2回募集(注)	第3回募集(注)
応募書類 受付期間	1月4日(月)～ 2月1日(月)	2月8日(月)～ 2月22日(月)	3月3日(水)～ 3月15日(月)
一般職業 適性検査	2月4日(木)～ 2月6日(土)	2月26日(金) 午前	3月18日(木) 午前
面接	2月13日(土)～ 2月16日(火)	2月26日(金) 午後	3月18日(木) 午後
合格発表	2月24日(水)	3月3日(水)	3月23日(火)

(注) 第2回・第3回募集が欠員のある科のみ実施

### 応募の流れ(販売実務科)

	第1回募集	第2回募集(注)	第3回募集(注)
応募書類 受付期間	1月6日(水)～ 1月20日(水)	1月22日(金)～ 2月16日(火)	2月18日(木)～ 3月5日(金)
体験訓練 (予備評価)	1月22日(金) まで	2月17日(水) まで	3月9日(火) まで
作業試験 適性検査	1月28日(木)	2月19日(金)	3月10日(水)
面接	1月29日(金)		
合格発表	2月4日(木)	2月25日(木)	3月16日(火)

(注) 第2回・第3回募集が欠員のある場合のみ実施

### 施設見学会(販売実務科を除く全科)

令和2年11月	25日(水)	◇ 各日午後1時30分開始 ◇ 時間までに本館玄関で受付を済ませてください。 ◇ 事前申込不要 ◇ 2つの科まで見学可能 ◆ 当日はマスク着用のこと
12月	2日(水)、9日(水)、16日(水)、23日(水)	
令和3年1月	6日(水)、13日(水)、20日(水)、27日(水)	◆ 当日はマスク着用のこと
2月～3月	2月10日(水)、3月3日(水)、3月10日(水)	

受付で検温、健康状態の確認を行います。

上記以外でも事前に見学可能な日時をお問合せの上来校可能です。

〈販売実務科〉 販売実務科の施設見学及び相談は随時行っています。見学をご希望の方は事前にご連絡ください。

### 募集案内パンフレット・応募書類の入手方法

- 本校HPに掲載(PDFファイルでダウンロード可)
- 県内のハローワークや本校窓口で配布
- 郵送(送付先の住所・宛名を明記し140円切手を貼付した角型2号の返信用封筒を、『募集案内資料請求』と朱記した封筒に同封し本校へ郵送下さい。

### お問合せ

奈良県立高等技術専門校 〒636-0212 奈良県磯城郡三宅町石見440

TEL 0745-44-0565

FAX 0745-44-1057

URL <http://www.pref.nara.jp/1755.htm>

## 社員・シャインな職場訪問記④2



平成29年度に「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業・仕事と家庭の両立推進部門」を表彰された社会福祉法人太樹会様。継続して働きやすい職場づくりに取り組まれた結果、スタッフの定着率が大幅に向上されたそうです。令和元年度ではこのような取り組みも踏まえて総合表彰を受賞されました。施設長の吉川聡史様にお話をうかがいました。



### 社会福祉法人 太樹会

事業内容：介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、居宅介護支援

所在地：大和高田市野口325-3

TEL：0745-52-0125

URL：https://www.nicori.or.jp/

### 社員からの声を反映させ、実現できた「短時間正社員転換制度」

ある調査で、介護職が「子どもに就かせたくない職業」のトップ5に入っていることを知りました。そうした社会のイメージを少しでも払拭できれば、と太樹会では以前より仕事と家庭の両立を推進してきました。育児休暇の取得は男性社員にも浸透し、昨年は育児休暇取得者3名のうち、2名が男性でした。施設長である私も、3回目の育児休暇を3ヶ月間取得しました。

職場において1年に2度は、個人面談を行うように努め、そこで出てきた要望やアイデアは、たった一人の声であっても反映したいと考えています。家庭との両立や多様な働き方を応援する「短時間正社員転換制度」も社員の声で実現した一つで、正社員のまま、本来8時間勤務のところを7時間へ変更など、勤務日数や時間において、社員の働き方に柔軟な対応が可能となる制度を設けました。

### 生活者の支援をするお仕事ならば、まずは、社員自身の心のゆとりを。

太樹会では認知症とともに生きる人のお一人おひとりを尊重し、その方の個性を尊重した「パーソン・センタード・ケア」を心がけていますが、そうしたケアを行うためには、社員も心身ともにゆと

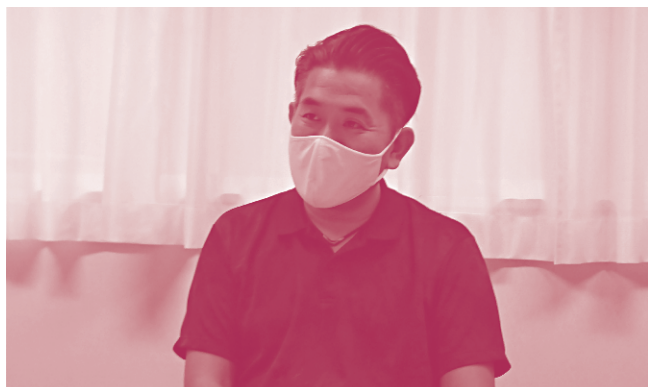
りを持っていることが大切だと考えます。「5連休奨励金制度」は、5連休を取得した社員に3万円の奨励金を支給しており、100%の利用率です。また、消化できなかった有給休暇が最大101日まで積み立てられるのも、なかなか他にはないことではないでしょうか。

理事長自らが「5連休奨励金制度」を利用し、休暇を楽しむ姿を見せることで、社員も休暇を取りやすくなっています。トップが楽しみながら活用することは大切ですね。

### スキルアップを図る社員への支援 持続可能な取り組みへ

社員のスキルアップを目的に、さまざまな資格取得に必要な受講費を支援しており、なかには正看護師になるための費用を全額支援した例もあります。理事長の「社員にも経営に参画する意識を持ってほしい」という思いから、経営マネジメント勉強会も定期的で開催しており、管理職ばかりでなく、各部署の担当者たちの経営に対する意識も高まっています。

こうした働きやすい職場づくりの取り組みは、“打上げ花火”ではなく持続し続けていくことが重要であり、その成果は離職者が激減していることに表れていると思っています。そして、このような取組を通して、値段以上に価値あるサービスに繋がっていくと思います。



## 社員・シャインな職場訪問記④3



「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」の「若年者雇用推進部門」を表彰された社会福祉法人大和清寿会様。橋本光司施設長や総務課の森本真司課長、松石真弓主任をはじめ、生活相談員の芹川全様や嶋田康香様に具体的な取り組み内容について、お話をうかがいました。



## 社会福祉法人 大和清寿会

事業内容：介護老人福祉施設、ケアハウスグループホーム、デイサービス訪問看護、居宅介護支援  
所在地：天理市中之庄町532-1

TEL：0743-65-3551

URL：<https://www.fureai-net.com/>

## インターンシップを通して、学生のキャリア形成を支援

大和清寿会では、奈良県立二階堂高校と連携協力協定を結び、キャリアデザイン科の高校生200人を、毎年春と秋の2回インターンシップとして受け入れています。高校側は進路希望に沿ったキャリア教育を推進することが目的であり、当法人としては医療福祉の現場を体験してもらうことで、介護の仕事の魅力を広く知っていただき、ひいては、将来的に奈良県内全体の福祉業界の人材確保につながればと考えています。

## 現場での体験を通して、誇りとやり甲斐のある仕事だと伝えたい

高校生のインターンシップを受け入れるなかで大切にしていることは、福祉の仕事のありのままを知ってもらうことです。つらい仕事というイメージを持たれがちですが、とても専門性の高い仕事であり、職員たちは誇りとやり甲斐を持って働いています。それを現場での体験を通して知ってもらいたいと考え生徒さんたちに接しています。

インターンシップを通して、仕事への意識が高

まり、しっかり睡眠をとるなど自主的に体調管理に努めるようになった生徒さんもありました。年々、医療福祉関係の学校へ進学する生徒さんも増えています。教員を目指す大学生が、当法人での研修をきっかけに、福祉関係へ進路を転向したこともあり、責任ある福祉の仕事の魅力が伝えられたのかと嬉しく思っています。

## 自らの仕事を見直しながら、更なるやりがいのある職場へ

中学生の職場体験や養護学校の福祉コースの生徒さんたちも受け入れています。現場を全く知らない方を迎える準備を通して、私たち職員も業務を見直す機会にもなっています。また、生徒さんやその保護者の方々を通じて、地域の中で当施設が身近な存在になりつつあるようです。

幅広い年代の方々を採用していますが、未経験ゆえに不安を抱く方には「やってみようと思った時点でこの仕事に向いていますよ」とお伝えしてきました。働きやすい職場づくりによって職員が定着することは、質の高いサービスの提供につながります。今後も専門的な知識や技術を必要とするやりがいのある職場であることを伝え続けていきたいと思っています。



## 職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！

パワーハラスメント関係及びセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントにかかる法改正が2020年(令和2年)6月1日に施行されました。改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメントについて事業主に防止措置を講じることを義務付けています(中小企業は2020年4月1日より義務化)。併せて、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いも禁止されています。

### ～なぜハラスメント対策が重要なのか～



職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の様々なハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる下記の①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しません。



職場におけるパワーハラスメントの状況は多様ですが、代表的な言動の類型としては以下の6つの類型があります。

- ①身体的な攻撃(暴行・傷害)
- ②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)
- ③人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視)
- ④過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)
- ⑤過小な要求(業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと)
- ⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)



働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。

問い合わせ先：奈良労働局雇用環境・均等室 (TEL 0742-32-0210)

厚生労働省：職場におけるパワーハラスメント対策に関するパンフレット  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000611025.pdf>

# 労務改善 Q&A

Q

私が入社した会社では、昼休みに電話や来客対応をする昼の当番が週に1回あります。このような場合は勤務時間に含まれるのでしょうか。

A

『休憩時間』は労働者が権利として労働から離れることが保障されていなければなりません。従って、待機時間等のいわゆる手待時間は休憩に含まれません。

ご質問にある昼休み中の電話や来客対応は明らかに業務とみなされますので、勤務時間に含まれます。従って、昼当番で昼休みが費やされてしまった場合、会社は別途休憩を与えなければなりません。



## 休憩時間の付与について

労働基準法第34条で労働時間が、  
• 6時間を超え、8時間以下の場合は少なくとも45分  
• 8時間を超える場合は少なくとも60分の休憩を与えなければならない、と定めています。

## 奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 <( )内は全国値>
平成29年度	1,348,257	51,867	105,419	※1.79	218,522	291,747	※1.34 (※1.39)
30年度	1,340,070	48,199	108,079	※2.24	203,047	302,096	※1.49 (※1.62)
令和元年度	1,331,330	46,994	104,187	※2.22	202,222	297,141	※1.47 (※1.55)
令和2年2月	1,329,078	3,921	9,291	2.21	16,221	24,853	1.43 ( 1.45)
3月	1,327,863	4,179	7,772	2.13	17,084	23,674	1.40 ( 1.39)
4月	1,326,241	4,882	6,800	1.88	17,589	21,646	1.32 ( 1.32)
5月	1,326,292	3,466	6,903	2.03	17,304	19,661	1.24 ( 1.20)
6月	1,325,639	4,491	7,118	1.68	18,005	19,518	1.16 ( 1.11)
7月	1,324,985	3,903	6,895	1.68	18,051	19,377	1.11 ( 1.08)
8月	1,324,426	3,449	7,610	1.98	18,284	19,840	1.11 ( 1.04)

※年度は原数値

(奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労 働 時 間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成29年	277,670	231,259	136.2	7.7
30年	270,708	225,666	131.1	6.9
令和元年度	265,623	222,947	127.6	7.2
令和2年2月	226,667	223,732	127.7	7.7
3月	250,327	225,163	128.4	7.7
4月	234,643	226,550	130.3	6.8
5月	223,141	220,900	117.7	5.4
6月	352,663	224,174	131.0	5.5
7月	308,605	218,715	129.0	6.1
8月	223,176	217,095	119.4	5.6

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻370号 令和2年12月1日発行

発行 奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>

